

環境ISO活動の現況

(平成22年度)

(J I M 4 4 3 - 1)

作成：EMS事務局

2011年8月作成

目 次

<u>I</u>	<u>ISO14001 適合範囲の事業活動</u>	2
<u>II</u>	<u>環境方針</u>	2
<u>II-2</u>	<u>環境方針（こども版）</u>	4
<u>III</u>	<u>資源・エネルギー使用状況</u>	5
<u>IV</u>	<u>環境負荷の現状</u>	6
<u>V</u>	<u>全体的な取組み</u>	7
<u>VI</u>	<u>使用量及び環境負荷の削減目標（平成22年度）</u>	18

I ISO14001 適合範囲の事業活動

一般廃棄物中間処理を含むし尿処理業務、一般廃棄物中継運搬業務及び内部管理業務等から発生する環境影響を管理するために、運営されている環境マネジメントシステム

II 環境方針

【1】基本理念

城南衛生管理組合は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町の3市3町で構成する特別地方公共団体（一部事務組合）として、管内住民の日常生活から排出されるごみやし尿の処理・処分、埋め立て処分及び資源ごみのリサイクル事業に大きな足跡を残してきました。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会が、地球環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境の世紀といわれる21世紀の今日、私たちの地球は、人類にとって危機的状況となっています。

こうした中、当組合では、地球温暖化防止等の様々な対策を推し進めるとともに、自らが環境に影響を与えていることを自覚し、循環型社会及び低炭素社会のさらなる構築と、安心安全な施設運営を自らの責任により決定し、実施します。

このため、私たちは『かけがえのないこの美しい地球を、しっかり次の世代に引き継ぐために』を理念として、ISO14001適合自主宣言をし、継続的な環境の保全とさらなる改善に積極的に取り組むことを決意し、ここに環境方針を定めます。

【2】環境方針

- 1 城南衛生管理組合は、資源の有効利用、廃棄物の抑制と再資源化、大気・水質汚染物質の削減を進めます。クリーンピア沢や沢ごみ中継場は、今日まで最新の環境技術を取り入れ、施設改善を進めて来ました。今後も、より高度な処理をめざし、住民にとって一層安心安全な施設運営を図るため、次の具体的取組みを進めます。

- (1) 高度な処理水質の自主基準維持及び臭気対策を継続的に進めます。
- (2) ダイオキシン類削減をはじめ、大気汚染防止に努めます。

- (3) 温室効果ガスの削減を目的に、太陽光をはじめ再生可能エネルギーの有効利用を広く検索・研究し、さらなる環境保全に努めます。
- (4) 電気、灯油、地下水、OA用紙等資源・エネルギーの削減、有効利用と廃棄物抑制を基本とする3Rの取組みを進めます。
- (5) 環境に配慮したグリーン購入を計画的に進めます。
- (6) ISOの精神を十分に踏まえ、環境に配慮した事業所活動の一層の充実を図ります。
- (7) 地球温暖化防止に寄与する壁面緑化事業を推進します。
- (8) 組織を挙げて、エコドライブを実行します。
- (9) 剪定樹木のリサイクルに努めます。
- (10) 環境マネジメントシステムを日常業務に応用し、活用します。

2 城南衛生管理組合は、「環境関連法規制」はもとより、自主基準や外部の利害関係者からの要望を含む「組合が同意したその他の要求事項」を順守し、汚染の予防を基本に、住民にとって快適な生活環境保全を図るとともに、環境マネジメントシステムを定期的に評価・見直し、継続的な改善を図り、さらなる発展を目指します。

また、職員に対する教育・訓練を継続的に実施し、環境方針の周知徹底、環境保全意識の向上に努めます。さらに、管内住民への、地球環境保全啓発活動の充実を図ります。

3 城南衛生管理組合の環境方針は、広報紙「エコネット城南」やホームページ「城南衛生管理組合」等を活用し、何人にも公開します。また、組合が保有する環境に関する情報は、情報公開制度の理念に基づき、組合内外に公開します。

4 「城南衛生管理組合議定書(平成19年度制定)」をより実効あるものにし、きめ細かい活動を推進します。

5 ISO14001適合サイトは、本庁・クリーンピア沢・ごみ中継場とします。

6 平成24年度にはISOサイト外職場(折居清掃工場、奥山リユースセンター、グリーンヒル三郷山、クリーン21長谷山、エコ・ポート長谷山)でも、ISO14001適合自主宣言を行います。

Ⅱ-2 環境方針（こども版）

次世代を担う子供たちの環境意識を啓発する一環として、環境方針の表現を平易にしたものを作成しています。

こども版については、外部審査の際に高い評価を受けています。

Ⅲ 資源・エネルギー使用状況

【1】電気・燃料

活動項目	年度	H21年度	H22年度	対前年度比	
		2009	2010	(増減)	%
電気 (kwh)		2,887,826	2,917,830	+30,004	+1.04
灯油 (ℓ)		378,000	360,000	-18,000	-4.77
軽油 (ℓ)		30,323	30,961	+638	+2.10
ガソリン (ℓ)		3,561	3,104	-457	-12.83
井戸水 (m³)		245,611	233,825	-11,786	-4.80

ガソリンは12.83%、井戸水と灯油はそれぞれ4.80%と4.77%削減になっています。逆に電気使用量は1.04%、軽油は2.10%増加しました。軽油の増加はごみ中継搬送ルート変更で、走行距離が延長した影響が考えられます。(全て前年度比較)

【2】OA用紙

年度	H21年度	H22年度	対前年度比	
使用量 (枚数)	846.50	889.00	+42.5	+5.02%

印刷する前にプリントアウトする必要性及び印刷部数等を精査することや、裏面使用すること等により努力を続けて来ましたが、平成12年度以降毎年順調に減量したことで、削減はH19年度あたりから上限近くに到達しています。

【3】経費

単位:千円

活動項目	H21年度	H22年度	対前年度比
電気	36,977	37,525	+548
灯油	19,682	21,717	+2,035
軽油	3,261	3,719	+458
ガソリン	447	439	-8
OA用紙	388	353	-35
合計	60,755	63,753	+2,998

IV 環境負荷の現状

【1】環境負荷

		年間消費量		CO2 排出係数 (ウ)	CO2 排出量(単位 : kgCO2)	
		平成 21 年度(ア)	平成 22 年度(イ)		平成 21 年度 (ア) × (ウ)	平成 22 年度 (イ) × (ウ)
電気	購入電力	2,887,826kwh	2,917,830kwh	0.384kgCO2/kwh	1,108,925	1,120,447
燃料	灯油	378,000 ㍓	360,000 ㍓	2.528kgCO2/L	955,584	910,080
公用 車等 燃料	軽油	29,875 ㍓	30,961 ㍓	2.644kgCO2/L	78,990	81,861
	ガソリン	3,561 ㍓	3,104 ㍓	2.359kgCO2/L	8,400	7,322
CO2 排出量合計					2,151,899	2,119,710
					2,152 t CO2	2,120 t CO2

※平成 21 年度との比較においては、1 年間で 32 t CO2 の減になりました。

V 平成22年度の全体的な取組み

【1】環境影響の監視・測定

クリーンピア沢では、ISO14001規格の要求事項に則し環境監視及び測定の手順を定め、周辺への環境影響調査を実施して来ました。

排水（河川への放流）、排気ガス（大気への排出・ダイオキシン類）とも、法規制値や上乗せした自主基準値を大幅に下回る運転を維持しています。

（1）排 水

○河川への放流（し尿処理水）

	項 目	単 位	法規制値	自主基準値	1か月 平均値	最大値	最小値
総合放流水 平均値＝年間平均 測定＝毎月1回	BOD	mg/L	20以下	10以下	1.9	2.3	0.9未満
	COD	mg/L	20以下	20以下	5.1	6.2	4.1
	SS	mg/L	70以下	10以下	1未満	1未満	1未満
	全リン	mg/L	2以下	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	全窒素	mg/L	20以下	10以下	1.4	1.7	1.1
	色度	度		40以下	2.0	3.0	1未満
	大腸菌数	個/cm ³	3000	3000	2.0	7.0	0未満
	PH		5.8～8.6	5.8～8.6	6.7	7.0	6.4

（2）排気ガス

★大気への排出（焼却炉排気ガス）※2回測定平均値

	項 目	単 位	法規制値	実測値
クリーンピア沢 （し尿処理）	ばいじん	g/m ³ N	0.25	0.046
	窒素酸化物	ppm	250	65
	硫黄酸化物（量）	m ³ N/h		0.1070
	硫黄酸化物（K値）	---	2.34	0.1251
	塩化水素	mg/m ³ N	700	3.5

★ダイオキシン類

	項 目	単 位	法規制値	実測値
クリーンピア沢	排ガス	ng-TEQ/Nm	10	0.11
	ばいじん	設備の構造上排出しない		
	焼却灰	ng-TEQ/Nm	3	0.00096
総合放流水	排水	pg-TEQ/L	10	0.000039

ng（ナノグラム） 10億分の1グラム

pg（ピコグラム） 1兆分の1グラム TEQ

（ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値）

Nm³（ノルマル立法メートル） 0℃ 1気圧の状態に換算した気体の体積

(3) 目的・目標等の監視測定

区分	項目	測定頻度等
環境目的・目標	① 資源エネルギー 電気、燃料、OA用紙、用水	使用量・CO2 排出量
	② 臭気	年1回測定及び自主測定
	③ BDF 排気ガス	なし
	④ 廃棄物・リサイクル	排出量等毎月集計
	⑤ グリーン購入	実施率
法規制	① 水質	毎月1回及び自主測定
	② 大気	年2回測定
	③ ダイオキシン類（排ガス・排水）	年1回測定
	④ 臭気	年1回測定

【2】 緊急事態対応

緊急事態特定内容	対応方法
火災による環境汚染の発生	毎年定期的に訓練（テスト）を実施
灯油の漏洩による火災・汚染	毎年定期的に訓練（テスト）を実施

【3】 環境に関する事故・苦情

項目	発生件数	備考
重大な事故	0件	なし
停電等トラブル	0件	なし
苦情	0件	なし
意見・情報提供	0件	なし

【4】 有害物質の保有

ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (平成23年3月末現在)

高圧三相変圧器（トランス）	1台
柱上オイル入開閉器（POS）	1台
安定器	178個
高圧三相進相用コンデンサー	6台
高圧トランス（単相変圧器）	3台
蛍光灯用安定器	2個

廃 PCB として、管理要領を定めて、厳重に保管しています。

毒物・劇物取締法で指定されている試薬などについても、「取扱要領」を定めて厳重に管理しています。

【5】廃棄物

廃棄物管理状況

(サイト内)

区分	中分類	小分類	数量	単位	備考
廃棄物量		可燃ごみ	306.11	k g	沢中継場（折居・長谷山）
		落ち葉、草	0	k g	
		不燃ごみ	295.26	k g	奥山リユースセンター
	合計		601.37	k g	
再資源化量	紙類	OA用紙	521.48	k g	専門業者に依頼
		新聞・包装紙	678.23	k g	同上
		雑誌	634.87	k g	同上
		ダンボール	147.20	k g	同上
		書籍類	22.00	k g	同上
		機密書類	1,088.50	k g	専門業者に委託
	合計		3,092.28	k g	
	厨芥等	生ごみ	268.90	k g	コンポスト処理
		落ち葉、草	0	k g	堆肥化
	合計		268.90	k g	
	容器包装類	空き缶	90.80	k g	組合工・ホート長谷山で処理
		空き瓶	14.00	k g	同上
		ペットボトル	18.50	k g	同上
		紙パック	0	k g	牛乳パック・ジュース等
		発泡スチロール	1.50	k g	食品トレ等
		合計		124.80	k g
	その他	廃蛍光管	101	本	専門業者に委託
廃乾電池		31	個	同上	
テフロン空容器		35	個	メーカーがリサイクル	
トナ空容器		10	個	メーカーがリサイクル	
廃油		0	リットル	専門業者に委託	

【6】グリーン購入

グリーン購入推進要領を策定し、平成14年4月1日から実施しています。

環境配慮商品を積極的に購入し使用することで、循環型社会の形成を促進するものです。

平成22年度においても、実施率100%、購入物品80品目、購入数量1,612,069品目となっています。

平成23年2月に閣議決定された古紙の総合評価指数については、努力義務であるので、数字の指定はしていません。

【7】事業活動に関する主な法規制
法規制等

環境基本法	京都府環境を守り育てる条例
循環型社会形成推進基本法	京都府環境影響評価条例
容器包装、建設廃材等各種リサイクル法	当組合廃棄物条例及び規則
廃棄物処理法	水質等に関する組合が定めた自主基準
水質汚濁防止法	道路交通法
大気汚染防止法	車両運送法
悪臭防止法（地域指定—八幡市）	消防法（危険物倉庫設置）
地球温暖化対策の推進に関する法律	

環境 ISO においては、各組織が独自に定める自主基準も、法規制と同等に扱うこととしています。

【8】その他

<環境統括責任者指示事項フォローアップ>

承認：22・5・18	作成：22・5・18
環境統括責任者	環境管理責任者

環境統括責任者指示事項

「環境統括責任者による指示事項は、環境管理責任者が各環境運用管理者及び環境推進員に対して、文書により伝達する。(参照：環境マニュアル 4.4.3)」

2010年(平成22年)5月13日、「経営層による見直し」を環境管理会議で実施した。その結果に基づき下記事項を指示する。

1 本審査観察事項及び内部環境監査結果について

- (1) 本審査総評を踏まえ、観察事項に対する処置を確実に実施すること。観察事項は城南衛生管理組合マネジメントシステムのステップアップを図るよう指摘がされており改善を図るとともに、規格改訂に関しても、引き続き遺漏の無い対応を行うこと。

平成22年度はそれまでのISO14001外部認証制度を止め、独自の自主宣言に移管する重要な年度となるので、気を緩めることなくシステム作りにまい進すること。

※平成22年7月20日のセレモニー後、自主宣言の成功に向け邁進している。平成22年11月22日と24日においては、規格への更なる適合性を意識した内部監査(平成21年度分)を実施した。平成23年2月15日と16日の両日に内部監査をベースにした外部審査員に審査をお願いし、「適合証明書」を頂いたところである。

- (2) 内部環境監査結果等を踏まえ、次のことを実施すること。

- ① 環境マニュアル「4.4.1 資源、役割、責務及び権限」に基づき、環境管理推進体制における報告、連絡、調整等連携を深めること。又、ISOをシンプルで動きやすいものとするため、今後もより効率的なマネジメントシステムのあり方を検討すること。

※内部監査員に選任されている所属長は、内部監査員としての活動を緩和することとした。

- ② サイト内の職員全員が環境推進員と同レベルの識見と意識を持つよう、相互に研鑽し日常の活動に反映させること。特に環境運用管理者は環境推進員の指名に際しては、出来る限り全員が公平に環境マネジメントシステムに関する任務が理解出来る様に配慮すること。

※環境推進員と内部監査員が重複しているケースも見受けられる。ごみ中継場と代表推進員を除いて出来る限り重複しないように環境運用管理者に要請したい。

- ③ 環境管理会議で決定した内容は、環境管理責任者が環境運用管理者に文書や庁内メールで通知すること。又、環境運用管理者は所管部門に具体化を指示すること。内外におけるコミュニケーションの充実は、ISO活動にとって非常な重要な項目である。

※No.136(H22. 10. 5起案)で事務連絡の漏れがないかの確認を、各所属長宛に行った。またマニュアル改訂の中で、役割がない職員の責務も明確にした。

- ④ 自主宣言システム維持にも十分対処可能な資質を持った職員養成を目指し、研修の継続・充実を図ること。

※ISO活動をやる真の目的を手繰り寄せることと、システムをいかに実効性のあるものにするかの2点を重点課題として研修を進めている。

- ⑤ 沢第2清掃工場の閉鎖後は、唯一のし尿処理工場としてクリーンピア沢の果たす役割は大きく、高度な処理水質の自主基準の維持はもとより、処理水の再利用などを継続すること。

又、平成20年度から、委託従業員と共にし尿処理業務を遂行しているが、現在行っている委託従業員(代表)とのコミュニケーションをより緊密にし、一体的にISO活動を進めること。

※高度な処理水質の自主基準の維持は、唯一のし尿処理業務の根幹をなす業務であり、日常業務に移管する中で切磋琢磨している。

委託従業員へのコミュニケーションに関しては、平成20年8月から、委託の代表者と「ISO連絡会議」の内容について研修を行っている。また平成22年度から委託従業員全員を対象に研修を行った。

- 22.6.19 クリーンピア沢委託従業員代表者と研修
- 22.12.7 クリーンピア沢委託従業員代表者と研修
- 23.1.19 クリーンピア沢委託従業員全員研修
- 23.3.9 クリーンピア沢委託従業員代表者と研修

2 環境方針並びに環境目的・目標

- ① 「環境ISOの成果」をふまえ、平成21年度実績に基づく目的・目標の達成状況を「環境ISO活動の現況」として、まとめること。

※文書No.111(起案日H22.8.24)で「環境ISOの現況」(平成21年度)を完成させ、ISOの成果を取りまとめた。

- ② 電気使用量の節減について、平成17年度から平成18年度平均実績以下を目標とし、全てのサイトで目標を達成することが出来た。数値的には限界に近い状況になっているが、職員の意識向上を更に図り、電気使用量節減に関する管理項目を再確認し、平成20年度から平成21年度平均実績以下を目標とすること。日常管理項目に移管しているサイトについては、プログラム管理同様電気使用量のスリム化を図ること。

※電気使用量について本庁は増加、クリーンピア況は微増。ごみ中継場のみ前年度減の目標をクリアした。過去からの積み上げで行き着くところまで行った感があることや、外気に左右される宿命はあるが、平成23年度は昼休み一斉消灯(Tel対応者のみ協力)を励行してはと考える。

- ③ OA用紙の使用量削減に関して、目標値は17年度と18年度の平均実績以下であったが、目標達成はならなかった。平成17年度は払出し量がベースになっていて現在の使用量ベースでないこと、平成21年度実績がほぼ前年度と同数で現在の使用量削減が限界に到達していることが考えられることから、平成22年度の目標値を前年実績とする。尚、ミスコピーの裏面使用に際しては、情報が漏洩するという危険性を抱えているので、情報が外部に流失しないメモ程度で活用すること。また文書作成に関しては、できる限り両面コピーとするとともに、ミスコピーを減らす努力をすること。両面コピーをする場合は、パソコン用の印刷機で裏表別々にすり、これを原稿にしてコピー機で両面印刷する等工夫をすること。

※目標値をクリア出来なかった。平成23年度においては、職場ごとの管理に変更し、職場単位でOA用紙使用量の管理を考えていきたい。環境運用管理者会議や環境推進員会議で報告済み。

- ④ 省エネを一層推進するため、「ウォームビズ」及び「サマーエコスタイル」の徹底を図ること。なお、開始時期等については、気象条件に対応して、弾力的に期間設定を行うこと。また今年度も7月7日を「クールアースデー」と定め、施設や事業所・家庭などで一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけると共に当組合におい

ては当日をノー残業デーとして、5時15分以降庁内消灯を図ること。

※文書番号No.75において「クールアースデー」の実施を呼びかけた。
内容はノー残業デーにプラスし家庭での節電等の呼びかけである。

- ⑤ 平成21年度にサイト内より発生した可燃ごみ及び不燃ごみに関しては、前年度実績維持の削減目標を達成した。今年度も引き続き日常管理を行なう中で、更なる削減を目指すこと。

※可燃や不燃のごみに関して、基礎的な数値は定着しつつあるが、年度末の整理時期や倉庫の整理のタイミング等で、数字的に増減するながれが続いている。気を緩めずに庁内ごみの減量に努めたい。

- ⑥ ガソリンの使用量は、基礎数値となる平成17年度実績値の維持を目標に掲げたが、9.60%減となり目標を大きくクリアーした。削減の数値が上限近くになっており、平成22年度も日常管理項目として管理すること。公用車使用の際には、環境に配慮した公用車や軽自動車を優先的に使用することや、不要なアイドリング等に注意しエコドライブに努めること。さらに公用車での出張が必要か電話等で済ませることが可能か等、一つ一つの業務をその都度精査すること。

※1台廃車の影響はあるにしても、ガソリンに関しては順調に減っている。基礎数値の平成17年度使用量ベースは、見直したい。

- ⑦ エコ・ポート長谷山での石鹼作り教室の他、更なる活用の用途を研究すること。平成19年度より引取りをお願いしているレポインターナショナルの利用はもとより、廃食油以外のバイオディーゼルの有効活用について情報収集に努めること。

※定期的に廃食油の引取りをしていた事業者が、京都府が行う「環境産業等産学公研究開発支援事業」から撤退した。現在の引き取り先はレポインターナショナルが中心。用途に関しては少し手詰まり感がある。

- ⑧ エコ事業所活動の充実を図り、ISO活動に匹敵する水準に高める努力を継続すること。具体的には平成24年度に自主宣言に完全移行出来る仕組みを作ること。

※1か月に1度の「エコ事業所連絡会議」を開催し、研修を重ねながら平成24年度に自主宣言の完全移行を目指している。

- ⑨ 生育中の「チェリーセイジ」「雪柳」「レンギョウ」の成長に注意を払いながら、環境負荷の低減と、環境美化に配慮した植樹を進めること。サンバチェンスに代わる寒さにも強い植樹を検討すること。

※モリंगाを実験的に植樹したが、越冬に失敗した。

- ⑩ ゴーヤを利用した「グリーンカーテン」は、直射日光をさえぎる他、輻射熱のカットや蒸散で熱を奪う効果が実証された。今年度においても、ゴーヤと琉球朝顔を生育しながら、多様な「グリーンカーテン」事業を更に推し進めること。

※5月よりゴーヤと琉球朝顔の生育を開始し成功を収めたが、寒暖の差が大きかった為か、葉の茂り方やゴーヤの実のなり方が例年ほどでない気がした。

3 環境関連法規制

- ① 平成14年度において、従来の「廃棄物処理及び清掃に関する条例」を「廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例」として全面改正したが、条例の根幹である循環型社会の構築に向け、構成市町と連携し、住民及び事業者に対しより一層の減量意識のPRに努めること。

★毎月定例的に行う担当課長会議で、構成市町と緊密に連携を図っている。平成18年度より「ごみ処理基本計画によるごみ削減率や資源化率」の目標数値をおき、住民を巻き込んだごみ減量を模索している。(ごみ処理基本計画は平成23年度見直し)
「エコネット城南」や「声のエコネット城南」及びホームページなどの媒介を駆使し、循環型社会の構築に向け、啓発活動を続けているところである。

- ② ISO活動においては、法の順守はもとより順守評価が求められているので、法の順守と評価は当然のこと、組織が同意するその他の要求事項についても既存のチェックリストを益々充実させ、遺漏の無い取扱いを行なうこと。

※チェックリストにより、各サイトで漏れのない順守評価を行った。平成23年度に実施する内部監査の際に、もう少し細分化したチェックリストを作成予定(23.2月の外部審査のアドバイスを受けて)。

- ③ 「京都府地球温暖化対策条例」が、平成18年4月1日より施行された。同条例に基づき、日々の活動を着実に進めること。

※「京都府地球温暖化対策条例」は平成23年4月に改正された。特定事業者に対しても様々な義務が生じる改正になっており、齟齬が生じないように23.3.9に職員向けの研修会を開催し、周知を図ったところである。又、本庁管理棟の環境運用管理者会議でも周知を図った(23.3.14)。

4 利害関係者からの要望・意見

平成 21 年度においても、外部利害関係者からの環境苦情は生じていないが、開かれた組織として、苦情が生じた際はマニュアルに基づき、情報開示を含めた的確な対応をすること。

※今後も内部コミュニケーションの充実や、外部からの苦情等の対応、また外部への情報開示等開かれた組織としてますますの研鑽を図りたい。

5 新たに著しい環境側面として特定された事務事業活動等

平成 21 年度は、新たな「著しい環境側面」が生じていないことを確認した。有益な環境側面の抽出に関しては、更に検証し環境改善を進めること。

※平成 22 年度においても、新たな「著しい環境側面」は生じていない。有益な環境側面は 3 件抽出された。貸与服のリサイクル・衣服リフォーム教室・エコクッキング教室の 3 件が、有益な環境側面である。

6 その他

- ① ISO 緊急事態については、起こりうる事態を実際に想定し、訓練の手法ではなく、限りなく現実に近い対応とすること。

※実態に近い形の訓練を模索している。

平成 22 年 6 月 15 日 ごみ中継場プラットホーム火災訓練

★改善点 消火栓ホースが短いので、2~3メートル長くする

緊急事態訓練の工程(タイムテーブル)を記録する

平成 22 年 6 月 17 日 クリーンピア沢灯油タンク火災訓練

平成 22 年 12 月 20 日 クリーンピア沢焼却設備火災訓練

★事故対応マニュアルとの整合を図ることを検討中

平成 22 年 3 月 28 日 ごみ中継場投入ホッパーからの火災訓練

★いろんな火災を想定し、日常からの備えが必要なことを確認

- ② 平成 22 年度の内部環境監査を 10 月に、外部審査を 2 月に実施出来るよう、各自受審準備を進めること。

※平成 22 年 11 月 22 日と 24 日に内部監査を実施し、外部審査は平成 23 年 2 月 15 日と 16 日に実施した。これは平成 22 年度に「平成 21 年度分の内部監査」を実施したことになる。内部監査を 1 か月遅れて実施したが、マニュアルには 10 月～11 月に実施するとあり抵触していない。

- ③ 平成 22 年 7 月 20 日を I S O 1 4 0 0 1 に基づく自主宣言記念日と設定し、ステップアップセレモニー等システムの成功を目指すこと。

※平成 22 年 7 月 20 日にステップアップセレモニーを成功させた。自主宣言について、他市町村の注目が集まっている。

「環境統括責任者による見解」

昨年の維持審査以降においても、単なる踏襲に留まらず継続的改善が行われていると判断している。環境目標においても、上限に近づいている中で、電気量や紙の使用量、可燃ごみや不燃ごみの削減など活動が推進された。又新たな環境配慮を加える努力が認められ、歩みを止めることなく常に前進する組織活動は、きわめて大切であり評価出来る。

今後も循環型社会の構築に向け、構成市町と連携し、住民及び事業者に対し、より一層の減量意識の P R に努めるとともに、更なるステップアップした I S O 活動(平成 22 年度から I S O 1 4 0 0 1 をベースにした自主宣言に移行)を通じ、地球環境の継続的改善に微力を尽くしたいと考えている。

VI 使用量及び環境負荷の削減目標(平成 23 年度)

【1】現状を踏まえた使用量及び環境への負荷の削減目標

電気使用量の削減について、平成 22 年度においては平成 20 年度から平成 21 年度の平均実績以下が目標でありましたが、目標を達成することが出来ました(サイト全体)。数値的には限界に近い状況になっていますが、職員の意識向上を更に図り、電気使用量削減に関する管理項目を再確認し、ごみ中継場としては、引き続き 21 年度から 22 年度平均実績以下を目指します。クリーンピア沢では、現実的な削減を目指すこと年「曝気ブローア 2 台運転の低減」を目標としました。尚、本庁サイトでは削減値が既に限界に達していると判断し、日常管理項目として引き続き監視を行います。

省エネを一層推進するため、「ウォームビズ」及び「サマーエコスタイル」の徹底を図ります。なお、開始時期等については、気象条件に対応して、弾力的に期間設定を行います。

OA 用紙の使用量削減に関しては、年々減量が進み限界に近づいている中、平成 21 年度比 5.02% 増となりました。平成 23 年度においても、引き続き前々年度実績以下に再チャレンジします。ただしミスコピー用紙の活用については情報が外部に流出しないよう、メモ用紙としての活用に留めます。

灯油に関しては平成 22 年度で再度減量することが出来ましたので、平成 22 年度実績値維持を目標とします。

ガソリンの使用量は、ここ数年において最も使用量の少ない平成 17 年度実績値の維持を目標に掲げ、目標値を大きくクリアしました。削減の数値が上限近くまで到達している中、更に削減することができました。今後は平成 22 年度数値を基準年度数値とし、前年度実績以下に挑戦します。公用車使用の際には、環境に配慮した公用車や軽自動車を優先的に使用すること、不要なアイドリング等に注意しエコドライブに努めることとします。

平成 22 年度にサイト内より発生した可燃ごみ及び不燃ごみは、共に前年度実績より増加しましたが、数値的にはこれ以上減量するのが厳しいとは思いますが、平成 22 年度も引き続き日常管理項目として、更なる削減を目指します。

以上の取組み内容をふまえ、二酸化炭素の削減目標は、各項目の削減目標値をもとに算出します。

【2】目 標(平成 23 年度)

		平成 19 年 度実績数値	平成 20 年 度実績数値	平成 21 年 度実績数値	平成 22 年 度実績数値	平成 23 年度目標
電気 (kwh)	総量	3,190,373	2,936,504	2,887,826	2,917,830	〈本庁〉: 日常管理項目 として管理 平成 21 年度と平成 22 年度の使用実績の平均 値以下 121,437 以下 〈中継・沢〉 中継: 平成 21 年度と平 成 22 年度の使用実績 の平均値以下 13,380.5 以下 沢: 曝気ブローア-2 台 運転の低減
	本庁	120,142	114,778	120,142	122,732	
	中継	13,937	12,672	13,937	12,824	
	沢	2,802,425	2,760,376	2,802,425	2,782,274	
OA 用 (\times)	A4 換算	825.50	848.75	846.50	889.00	846.50 <平成 21 年度実績値 以下>
灯油 (㍓)	総量	440,000	378,000	378,000	360,000	360,000 <平成 22 年度実績値 維持>
ガソリン (㍓)	総量	4,864	4,885	4,327	3,104	3,104 <平成 22 年度実績値 以下> 日常管理項目として 管理

【3】日常管理項目

	平成 19 年 度実績数値	平成 20 年 度実績数値	平成 21 年度 実績数値	平成 22 年 度実績数値	平成 23 年度目標
可燃ごみ	306.42kg	248.99kg	262.20kg	303.21kg	262.20kg <平成 21 年度実績値 維持>
不燃ごみ	222.96kg	149.29kg	235.91kg	293.06kg	235.91kg <平成 21 年度実績値 維持>

参考

【 I 】 ISO14001 外部審査機関による環境監査実績

2001 (H13) 年7月 本審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 羽島 修
システム改善 9項目 是正済み

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境側面 (規格4.3.1)	1) 「著しい環境側面登録表」の環境側面を、環境目的・目標、日常管理、中長期計画へ振り向ける基準の明確化。 2) 環境側面の抽出—ブローの運転による資源エネルギーの消費に加え騒音振動の発生。潤滑油の交換に伴う廃油の発生及び土壌汚染。環境影響評価点数が低くても、環境側面の抽出は必要。
	2. 目的及び目標 (規格4.3.3)	1) 可能な限り数値目標を設定すること。
	3. 環境マネジメントプログラム (規格4.3.4)	1) 内部管理部門はオフィスエコ活動以外にも、それぞれの課独自の環境マネジメントプログラムを設定し、活動することが必要。
	4. 運用管理 (規格4.4.6)	1) 家電リサイクル法を法規制登録簿にリストアップ。 2) 求める精神を確実にするための手順を明確に。 3) 備品台帳をベースにどのように実施していくかを定めるなど、改善の余地あり。
	5. 監視及び測定 (規格4.5.1)	1) 監視及び測定の項目として、鍵となる項目をどのように取り上げていくのか、明確にする事が必要。 2) 設定された目的目標に対して、何を監視するのか、何を測定すれば設定された目標が確実に達成できるかを検討し、監視すべき項目を手順書に盛り込むことが必要。

2002 (H14) 年7月 第1回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 羽島 修

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 不適合並びに是正処置及び予防処置 (規格4.5.2)	1) 苦情及び事故の発生を不適合事項として取り扱うことも考えられます。今後を見据えて、取扱を検討される事。
	2. 環境マネジメントシステム監査 (規格4.5.4)	1) 広報情報課では、本業務から考えられるプラス側面を抽出し、目的に揚げ、積極的に活動されている。本課も内部監査対象とすることなど改善の余地がある。

2003 (H15) 年7月 第2回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 東屋敷 勲

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 潤滑油処理について (規格4.4.6)	1) マニフェストは保管されているが、取引先と契約を交わしておく等、改善の余地があります。
	2. 記録 (規格4.5.3)	1) コンテナからの汚水漏れ防止のために、日常点検を実施しているが、記録として残しておくことを、検討する余地があります。

2004 (H16) 年6月 第1回更新審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 宮村 庸一

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1環境側面 (規格4.3.1)	1) 貴組織のEMSにおいて、環境側面にかかわる主な利害関係者には、市直営のごみ収集関係者、委託のし尿収集業者、物品購入・工事委託等の業者、及び同一組織（EMSでは外部）である中間処理、最終処分事業があります。これらに対し影響力行使の必要性、あるいは可能性を評価し環境側面を抽出することが望まれます。 2) 環境側面の見直しは、新たに追加されたものの他、改善によるリスク点の低減も含まれることが望ましい。
	2. 訓練、自覚及び能力 (規格4.4.2)	1) 自覚すべき項目として、規格が要求しているb項は、各人に関連する著しい環境側面だけでなく、組織全体を意味しています。範囲を広げて自覚教育することが望まれます。
	3. コミュニケーション (規格4.4.3)	1) 外部利害関係者からの関連する情報を、目的目標を設定する際に配慮することをお勧めします。 2) 規格が要求している著しい環境側面の外部コミュニケーションは、情報開示の基本姿勢を問うており、現行の「外部コミュニケーション要領（EMP08-01）」の改善を工夫する事をお勧めします。
	4. 文書管理 (規格4.4.5)	1) 文書と記録の相違を整理し、それぞれの管理を効率的に行う事が望ましい。
	5. 緊急事態への準備及び対応 (規格4.4.7)	1) 事故や緊急事態が発生した際、環境に影響を及ぼす可能性があるものを特定する手順を、より現実的に改善し、実行することをお勧めします。
	6. 監視及び測定 (規格4.5.1)	1) 遵法性を定期的に評価する手順を、より明確に文書化することをお勧めします。またパフォーマンス以外の遵法事項を明確化することをお勧めします。

7. 不適合並びに是正及び予防措置 (規格4.5.2)	1) 不適合が発見された際、緩和措置、原因調査、是正措置、予防措置の責任権限をより現実的に手順化することをお勧めします。 2) 監視測定における不適合と内部監査の不適合は、本質的には同じですが、監視測定は日常的にPDCAのDを対象としており、内部監査は年1回程度のPDCAの全てを対象としています。この点を含め是正措置の手続きを整理することが望まれます。
8. 経営層による見直し (規格4.6)	1) 経営層の見直しの文書は、環境方針策定と同じ認証が望ましい。

2005 (H17) 年8月 更新後第1回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 東屋敷 昂

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 一般要求事項 (規格4.1)	1) 適用範囲を明確にするために、所在地を記載しておくことが望まれる。
	2. 環境側面 (規格4.3.1)	1) 組織が影響を及ぼす環境側面について、具体的に言及しておくことが望まれる。
	3. 順守評価 (規格4.5.2)	1) 法的要求事項の定期的な順守評価は、包括的にとりあげて実施することが望まれる。

2006 (H18) 年8月 更新後第2回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 飯村政夫

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 内部監査 (規格4.5.5)	1) 内部監査で使用されるチェックリストの内容は事務局用(環境管理責任者)と活動部門は同様のものを使用しています。両者間で役割・責任が異なることから改善の余地があります。
	2. 内部監査 (規格4.5.5)	1) 環境マネジメントマニュアル4.5.5.6②の手順の表現は誤解を与える表現が含まれていますので改善の余地があります。
	3. 不適合並びに是正措置及び予防措置 (規格4.5.3)	1) 不適合に係わる処置は不適合/是正処置記録を利用してPDCAを廻しています。しかしながら、とられた処置の有効性をレビューする記録欄が活用されていません。活用することが望ましい。
	4. 順守評価 (規格4.5.2)	1) 法規制とその他の要求事項評価の手順と具体的方法は、もれのない要求事項の順守評価が確実にできるよう改善の余地があります。
	5. 目的、目標及び実施計画 (規格4.4.3)	1) 環境目的・目標一覧表は、目標と実施計画が繋がるセクションが明示されることが望ましい。

	肯定的改善事項	<p>下記の内容は優れた点として、高く評価されます。</p> <p>① 環境問題に対する地域住民への啓発活動(環境まつり、広報誌「エコネット城南」、の発行など)</p> <p>② 他のエコ事業所サイト環境活動の展開</p> <p>③ 目的目標の取り組みの利害関係者への情報公開</p> <p>④ サイト内における、目的目標達成状況の分かりやすい掲示</p>
--	---------	--

2007 (H19) 年6月 更新審査 (第2回目) SGS ジャパン(株)主任審査員 宮村 庸一
SGS ジャパン(株)リーダー実習審査員 菅山 洋子

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	<p>1. 環境側面 (規格4.3.1)</p> <p>2. 力量、教育訓練及び自覚 (規格4.4.2)</p> <p>3. 文書類 (規格4.4.5)</p> <p>4. 不適合並びに是正措置及び予防措置 (規格4.5.3)</p> <p>5. 内部環境監査 (規格4.5.5)</p>	<p>1) 組織が影響及ぼすことができる環境側面を抽出し、環境活動単位毎に、「環境側面・影響リストアップ表」が作成されていました。業務範囲を明確にし、改善する余地があります。</p> <p>1) 著しい環境影響の原因となる可能性のある作業を行う職員に対しては、教育訓練が行われ、記録も作成されていました。しかしながら、「環境マネジメントマニュアル」には「有資格者一覧表」に記載された者との記載がありました。実際に行われている教育訓練の内容を、反映させるなど、改善の余地があります。</p> <p>1) 「外部文書の配布台帳」が作成され、実施されていましたが、組織に必要な外部文書を決定する手順に不明な点がありました。システムとして誰もが理解できるような明確な手順にする等、改善の余地があります。</p> <p>2) クリーンピア沢において、最新版として保管されていた環境文書の中に、「著しい環境側面の登録表」の旧版が混入していました。適切な版の確実な管理に改善の余地があります。</p> <p>1) 「法的その他の要求事項順守調べ」で、測定値が基準値をオーバーしていた件に対し、是正計画が立てられ、是正措置が行われていました。しかしながら、定められている「不適合／是正措置」とは別の書式(京都府への報告書)として記録されていました。是正措置の記録は、どの方法が適切なのか、改善する余地があります。</p> <p>1) 内部監査は、マニュアルで定めた手順に従って実施されていました。しかしながら評価の判断基準について、一部不明確な点がありました。マネジメントシステムのキーとして、更に改善の余地があります。</p>

6. マネジメントレビュー（規格4.6）	1) 事務局では、環境マネジメントの運用パフォーマンスを、明確に管理することを確認しました。これは素晴らしいことです。しかしながら、この結果を、環境マネジメントシステムの改善の機会として、マネジメントレビューのインプット情報とするなど、改善の余地があります。
肯定的改善事項	<p>下記の内容は優れた点として、高く評価出来ます。</p> <p>①環境マネジメントシステムの改善の基として事務局を中心に、18年度は、延べ394人に対して58回の教育訓練が実施されていました。</p> <p>②環境方針、およびインタビューでうかがった、現在の状況を更に発展させたいという最高経営層の意思が全体に周知され、地域住民をも巻き込んだ、改善の活動が加速されていることを確認いたしました。（「環境祭り」「壁面緑化」小学生の見学者に対する「こども版環境方針の掲示」）</p> <p>③新工場が18.10に完成し、ごみ焼却のエネルギーから発生した電気を販売(3,900世帯)、焼却灰を溶かして、少量化し、更にこれをアスファルトの原料として販売するという更に積極的な活動の段階に進んでいました。</p> <p>④最高経営層の指示と、環境管理責任者を中心とした各部門とのコミュニケーションが適切に行われておりました。</p>

2008（H20）8月 更新審査後（第1回目維持審査）SGSジャパン(株)主任審査員
東屋敷 昴

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境方針 (規格4.2)	1) エコネット城南／封筒には、登録事業所が明示されている。環境方針／城南衛生管理組合パンフレットにおいても、登録範囲に誤解を与えないように表記方法を検討する余地がある。（事務局）
	2. 文書類 (規格4.4.5)	1) 「審査登録システムの手引き」（SGS発行2008—4—11）等は、外部文書管理台帳に登録して、適切に管理していくことが望まれる。（事務局）
	3. 緊急事態 (規格4.4.7)	1) クリーンピア沢では、緊急事態の定期訓練を実施している（緊急事態訓練記録 20—3—24）。組織形態が20年4月に変更されているので、新組織による臨時の訓練を実施していくことが望まれる。（クリーンピア沢）

4運用管理 (規格4.4.6)	1) クリーンピア沢では、使用する薬剤について成分表を受領し、薬品管理定期点検記録等により管理している。MSDSを整備して適切に管理していくことが望まれる。(クリーンピア沢)
肯定的改善事項	城南衛生管理組合議定書の制定(19-12-1)、グリーンカーテン及びエコドライブマイスター任命(各職場に任命)などを新たに取り入れて、EMS活動を推進していることは、特筆すべき点です。

本審査での観察事項は、その後の活動で、すべての項目について改善を進め完了しています。

2009 (H21) 7月 更新審査後 (第2回目維持審査) S G S ジャパン(株)審査員

梅原 伸弘

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境側面 (規格4.3.1)	「環境影響リストアップ表」について、排出される物質的な側面だけではなく、各部門の業務内容を考慮し、間接的及び有益な環境側面(例本庁管理棟における設備工事等に関する予算案編成や、組合全体の処理計画策定・登録業者管理やクリーンピア沢における効率的なし尿処理方法)の抽出や目的・目標へと展開可能な影響評価基準の見直しなど検討の余地があります。(各部門共通)
	2. 目的、目標及び実施計画 (規格4.3.3)	「環境マネジメントプログラム・進行管理表」の進捗管理について、蓄積されたデータ分析を活用した目標値の設定や達成度の管理及び未達の場合の対策などに検討の余地があります。(各部門共通)
	3. コミュニケーション (規格4.4.3)	外部から寄せられる要望や問い合わせについて、受付時の分類や対応に関する判断基準・集計されたデータ分析を活用した目標値の設定や、達成度の管理及び未達の場合の対策などに検討の余地があります。(各部門共通)
	4運用管理 (規格4.4.6)	設備機器の取扱説明書など現場業務に必要な手順書について、配置場所や管理方法に改善の余地があります。(クリーンピア沢)
	5緊急事態への準備及び対応 (規格4.4.7)	各現場で想定される緊急事態について、サイト固有のものだけでなく運搬業務実施中の事故などの可能性を考慮し、対応を検討するなど改善の余地があります。(施設課 ごみ中継場)

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
アドバイス	1. 目的、目標及び実施計画 (規格4.3.3)	目的・目標の取組については前述のとおり熱心に行われています。ただ、目的・目標の設定について、一部抽象的な表現があります。目的は3年後の姿、目標は目的を達成するための当年度の取組と位置づけをされ、当年度の目標を具体的に記述されることが取組をわかりやすくさせ、かつその結果の評価も行いやすいのではないかと思います。
	2. 運用管理 (規格4.4.6)	目的・目標を達成するための運用管理については、その取組については前述のとおり高く評価される点であります。そのための要領書も多岐・多数に及んでおります。しかしながら、現状では法的要求事項及び著しい環境から導かれる運用管理の項目とのつながりがわかりにくい感じが致します。その結果、運用管理対象と要領書とのつながりがわかりにくくなっているのではないかと思います。次の内部監査に関連することでもありますので、一覧表の作成をお願いします。
	3. 内部監査 (規格4.5.5)	内部監査チェックリストについて 内部監査も同様、要求事項の適合性評価に向けて真摯に行われています。今般の自主宣言の移行に伴い内部監査の重要性はさらに高まるものと思います。従いまして、内部監査の内容において、より継続的改善につながる視点をとりにてはいかがでしょうか。具体的には運用管理、監視測定の商品への監査です。2に記載しました運用管理の一覧表から対象項目が選定でき、要領書を含めた監査を行うことで、継続的改善につながる要素が出てくるのが期待されるものと思います。又、その監査基準にはマニュアル4.5.3不適合の定義に記載されていることを参考にされてはいかがでしょうか。内部監査員研修時にチェックリストの作成をされてはいかがでしょうか。
	4. 力量、教育訓練および自覚 (規格4.4.2)	教育訓練については自覚教育と力量教育の区分があります。その内容についてはご理解されていることですが、その区分について、見直しされてはいかがでしょうか。要求事項では、自覚と力量に求められる内容が異なりますので、明確にされたほうが、良いのではないかと思います。

	5コミュニケーション (規格4.4.3)	外部からの苦情・要望・賞賛等の声が寄せられるが、環境関連なのか、それ以外なのか判然としにくい面があるとのことですが、以下の対応を提案致します。現在、受付記録帳票が2種類存在しております。内容的には、環境関連の場合の対応策の記述があるのとないのと2種類ですので、これを一元化されたほうが良いのではないのでしょうか。対応策の記述欄は双方に必要な項目と思います。(対応策については案件の内容によって(要・否)の判定をされたらよいと思います。)
--	-------------------------	--

本審査での観察事項は、その後の活動で、すべての項目について改善を進め完了しています。

【Ⅱ】ISO14001 内部環境監査実績

項目	実施箇所	不適合等 要望の数	是正実施状況
2001(H13) 年度	6箇所 1回 5箇所 2回	51件	全て実施済み
2002(H14) 年度	6箇所 1回	31件	全て実施済み
2003(H15) 年度	6箇所 1回	21件	全て実施済み
2004(H16) 年度	6箇所 1回	16件	全て実施済み
2005(H17) 年度	5箇所 1回	15件	全て実施済み
2006(H18) 年度	5箇所 1回	10件	全て実施済み
2007(H19) 年度	5箇所 1回	8件	全て実施済み
2008(H20) 年度	5箇所 1回	6件	全て実施済み
2009(H21) 年度	5箇所 1回	6件	5件については実施済み 残りの1件は22年11月実施予定の内部監査時に実施予定
2010(H22) 年度	5箇所 1回	6件	4件については実施済み 2件未締結<<平成21年度分内部監査>>

【Ⅲ】環境教育実績

<平成17年度研修内訳>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	8回	13人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	20回	133人	
3	推進員研修	4回	32人	
4	運用管理者等	1回	23人	外部講師
5	サイト内全職員研修	3回	57人	
6	内部監査関係	9回	9人	
7	サイト外	1回	9人	奥山リユースセンター
8	ごみ中継場	5回	25人	
9	クリーンピア沢	11回	94人	
10	緊急事態	3回	22人	クリーンピア2回・ごみ中継場 1回
合計		65回	417人	

<平成18年度研修内訳・・・19/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	5回	13人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	18回	123人	
3	推進員研修	4回	33人	
4	運用管理者等	1回	23人	外部講師「エコドライブ」
5	サイト内全職員研修	8回	64人	
6	内部監査関係	4回	11人	
7	サイト外	1回	9人	
8	ごみ中継場	9回	51人	
9	クリーンピア沢	7回	61人	
10	緊急事態	1回	6人	ごみ中継場1回
合計		58回	394人	

<平成19年度研修内訳・・・20/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	2回	8人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	16回	124人	
3	推進員研修	4回	35人	
4	運用管理者等	2回	40人	
5	サイト内全職員研修	8回	61人	
6	内部監査関係	1回	7人	
7	サイト外	1回	12人	
8	ごみ中継場	8回	44人	
9	クリーンピア沢	11回	92人	
10	緊急事態	2回	17人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
合計		55回	440人	

<平成20年度研修内訳・・・21/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	5回	11人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	15回	128人	12
3	推進員研修	4回	28人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	8回	61人	
6	内部監査関係	5回	15人	

7	サイト外	5回	34人	
8	ごみ中継場	5回	28人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	2回	13人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
11	委託	3回	4人	
合計		64回	370人	

<平成21年度研修内訳・・・・・・・・22/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	1回	2人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	15回	106人	
3	推進員研修	4回	45人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	6回	57人	
6	内部監査関係	2回	15人	
7	サイト外	3回	23人	
8	ごみ中継場	4回	22人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	2回	10人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
11	委託	5回	5人	
12	その他	3回	3人	
合計		57回	336人	

<平成22年度研修内訳・・・・・・・・23/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	2回	8人	臨時職員含む
2	本庁職員	12回	101人	
3	推進員研修	4回	36人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	3回	65人	
6	内部監査関係	3回	17人	
7	サイト外	6回	56人	
8	ごみ中継場	7回	45人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	4回	28人	ごみ中継場2回・クリーンピア沢2回
11	委託	5回	12人	
12	その他	1回	11人	
合計		59回	427人	

一般研修は、環境方針、環境目的・目標に関わる教育/訓練を、全職員及び構成員（嘱託職員や庁舎清掃委託職員）などに実施しISOの取り組みや環境保全意識の向上を図りました。専門研修は各工場で毎月の運転管理や緊急時の訓練などについて実施しています。

外部講師による専門研修としては、サイト外職員を含め、全職員を対象にして、地球温暖化についての研修を実施しました。

【Ⅳ】地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プラン」結果報告

実行計画の策定

平成 17 年 2 月 16 日京都議定書が発効し、国はこの京都議定書に規定されたわが国の 6%排出削減目標を達成するため、「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」の改正や京都議定書削減目標達成計画を策定し、積極的に取り組んでいる。

当組合は、行政機関として率先実行して地球温暖化防止の対策を進めるため、地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プラン」を作成し、平成 16 年度～20 年度の 5 年間で、平成 13 年度に比し、10%4,500 t-CO₂ を削減する目標を設定し取組みを進めてきた。また、当組合の事務・事業に係る温室効果ガスの排出量を毎年公表してきた。

計画期間の目標年（最終年度）にあたる平成 20 年度の当組合の事務・事業に係る温室効果ガスの実績排出量は下記のとおりであり、目標を大きく上回る、20.06%9,068 t-CO₂ の削減を達成することができた。

更に平成 21 年度以降も地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プランⅡ」を作成し、平成 21 年度～平成 25 年度の 5 年間で、平成 13 年度に比し 22.4%約 10,000 t-CO₂ を削減する目標を設定し、平成 22 年度においては基準年度の 12.02%削減となった。

表1 平成22年度温室効果ガス総排出量

温室効果ガス		H13年度 基準年	H22年度 第2期2年目(実績値)	13年度比 (%)
二酸化炭素	CO ₂	42,865t-CO ₂	38,168 t-CO ₂	△10.96%
メタン	CH ₄	1,117 t-CO ₂	508 t-CO ₂	△54.52%
一酸化二窒素	N ₂ O	1,230 t-CO ₂	1,099 t-CO ₂	△10.60%
ハイドロフル オルカーボン	HFC	3 t-CO ₂	3 t-CO ₂	0%
六フッ化硫黄	SF ₆	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂	△0%
合計		45,215 t-CO ₂	39,778 t-CO ₂	△12.02%

温室効果ガス総排出量

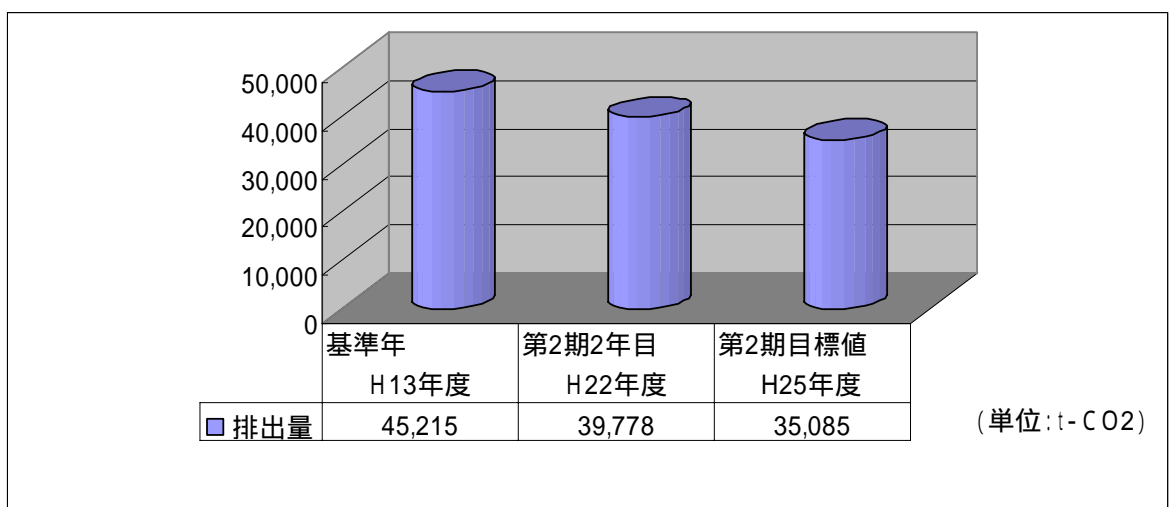


表2 活動区分別達成状況

単位：t - CO₂

項目	年度	H13年度 基準年	H22年度 2期2年目 (実績値)	13年度比		H25年度 目標値 (基準年比)
				数値	(%)	
燃料		2,086	2,182	96	4.6%	6.9%
	ガソリン	22	19	△3	△13.6%	△13.6%
	白灯油	1,918	2,002	84	4.4%	7.0%
	軽油	128	153	25	19.5%	14.1%
	液化石油ガス(LPG)	18	8	△10	△55.6%	△33.3%
電気		7,648	391	△7,257	△94.9%	△82.9%
廃棄物処理		35,476	37,200	1,724	4.9%	△11.1%
	焼却・埋立・し尿	2,345	1,605	△740	△31.6%	△42.6%
	廃プラスチック焼却	33,131	35,595	2464	7.4%	△8.9%
その他(車の使用、電気機 械器具)		5	5	0	±0%	±0%
合計		45,215	39,778	△5,437	△12.02%	△22.4%